

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

No.2399

## 特集Ⅰ

「SDCA」サイクルで安全先取り  
現場巡回通じて乗務員を指導  
サントリーロジスティクス

## 特集Ⅱ

「段差」「乱雑」「濡れ」  
解消しよう！転倒災害3要因  
東京労働局

## ニュース

事前報告制度が開始  
厚労省 4月から石綿の有無で

電子版はカラーでご覧になれます!!  
電子版登録(無料)のお問い合わせは

☎ 0120-972-825

メルマガも配信中です!

4  
1日号  
2022

■ 災害のあらまし ■

A 外科病院に勤務する看護師 X は、外来患者の問診、医師の診察介助、注射や処置、検査の説明・案内などの業務に従事している。同病院は、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）患者の受け入れ指定医療機関ではないが、本感染症が大流行しているなか、X は、日々多数の患者と接することから、自分も感染しないかと不安だった。また、外科手術前検査で来院する患者に、コロナの陽性が判明することは少なくない。しかし、同病院では感染予防体制が整備され、看護師 X も同病院の感染対策マニュアルに従い感染予防を徹底していた。

あるとき、自宅で夜中に咳が止まらず熱を測ると 38℃ あった。朝になっても熱は下がらなかったため、自宅近くのクリニックを受診。コロナの疑いがあるため PCR 検査を受けるよう指示され、検査したところ陽性判定が出た。

■ 判断 ■

X の職業が、看護の業務に従事する看護師であり、X のコロナに感染した経路を特定することはできなかったが、業務以外で感染したことが明らかではないと判断され、業務上と認められた。

■ 解説 ■

一般に、細菌、ウイルスなどの病原体の感染を原因として発症した疾患に係る業務上外の判断については、個別の事案ごとに感染経路、業務との関連性などの実情を踏まえ、業務に起因して発症したと認められる場合には、労災保険給付の対象となるとされている（基補発 0203 第 1 号令和 2 年 2 月 3 日「新型コロナウイルス感染症に係

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人 S R アップ 21  
八瀬社会保険労務士事務所

大阪会

所長  
八瀬 恵

第 339 回

る労災補償業務の留意点について」)。

しかしながら、コロナについては、現時点の感染状況と、症状がなくとも感染を拡大させるリスクがあるという本感染症の特性にかんがみた適切な対応が必要であるとして、当分の間、調査により感染経路が特定されなくとも、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には、労災保険給付の対象となる。

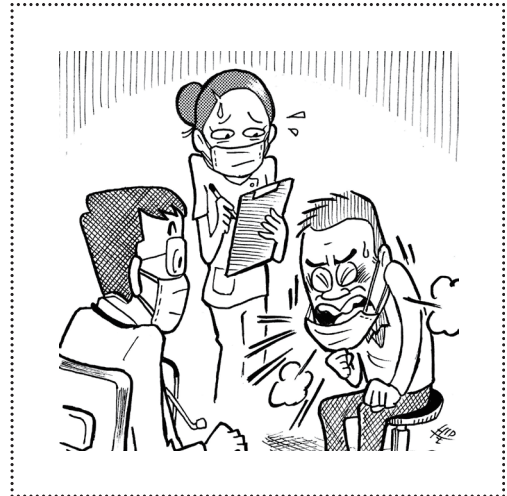
具体的な取扱いとしては、医療従事者等(患者の診療若しくは看護の業務または介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者など)が、感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となるものとし、認定基準が緩和されている(基補発0428第1号令和2年4月28日(改正基補発0624第1号令和3年6月24日)「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」)。

コロナの潜伏期間は、最大14日間と言われており、労災認定に係る調査においても、本感染症の症状を感じた日の前日から遡った14日間の行動など(家族の感染状況、本人の行動)が確認される。

看護師Xの場合、

①Xと同居する家族(夫、子供2人)は感染しておらず、また、1カ月ほど会っていないが、近くで別居している家族(父母、妹、義父母)にも感染者はいない。

②咳・発熱の症状が出現する前日から遡った14日間のXの行動は、勤務中はもちろんのこと、外出中は常にマスクを着用しており、勤務のある日は、職場であるA外科病院と自宅の往復、同病院近くのコンビニに行ったのみ。また、休日には、自宅近くのスーパーへ食料品・日用品の買い物に行っただけ。



以上の状況から、仕事以外で感染したことが明らかではないとの判断により、業務上であると認定された。

本件は、Xの職業が看護師で医療従事者等のケースであったが、医療従事者等以外の労働者がコロナに感染した場合であっても、感染経路が特定され、感染源が業務に内在していることが明らかであれば、労災保険給付の対象となり得る。

また、感染経路が特定されない場合でも、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務(複数(本人以外に1人以上の感染者がいること)の感染者が確認された労働環境下での業務や、顧客などとの近接や接触の機会が多い労働環境下での業務など)に従事し、業務により感染した蓋然性が高いものと認められれば、業務上災害として労災保険が適用される。

なお、現行の労災認定の判断基準・取扱いは、前述の通達(基補発0428第1号)にあるように「当分の間」の考え方であることに留意し、今後、本感染症が収束(縮小)、あるいは本ウイルスに関する研究の進捗などに伴い、改正される可能性があるため、その動向に注意が必要である。

◇ SR アップ 21 : [www.srup21.or.jp](http://www.srup21.or.jp)